

## 介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和元（2019）年10月の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても対象事業所において加算算定を毎年行っております。

さらに、令和6（2024）年6月より「処遇改善加算」「特定加算」「ベースアップ加算」が一本化され「新加算」となります。

当該加算の算定を行うにあたり、下記の要件を満たしていることが必要とされています。

### 介護職員等処遇改善加算の算定要件

- 1 キャリアパス要件I～Vの要件を満たしていること
- 2 職場環境等要件について、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の促進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上取組んでいること
- 3 賃金改善以外の処遇改善の取組の「見える化」を行っていること

※「見える化要件とは」

2020年度からの算定要件で、介護サービス情報公開システムや自法人のホームページを活用して、新加算の取組状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

#### 【処遇改善に関する具体的な取組み内容（賃金改善を除く）】

区分	職場環境等要件内容	当法人としての取組
入職促進に向けた取組	職場体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	地域行事に参加し、交流することで事業所の魅力向上に努めている
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	定期的に面談を行っている
両立支援・多様な働き方の促進	有給休暇が取得しやすい環境の整備	法定数以上取得できるよう定期的に有給休暇取得確認を行い、案内を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	各種事故対応マニュアルを作成し、事故の予防について定期的に話し合い共有している
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	ICT機器を使用し、各種記録や申し送りなどを共有することで業務の効率化を図っている
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	随時ミーティングを行い、業務内容やケア内容の改善を図っている